

旭川医科大学病院さわやか行政サービス推進委員会要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和3年8月23日病院長裁定)

旭川医科大学病院さわやか行政サービス推進委員会要項の一部を改正する要項

旭川医科大学病院さわやか行政サービス推進委員会要項（平成16年4月1日病院長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(構成)</p> <p>第3 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 病院長(2) 外来医長のうちから 1人(3) 病棟医長のうちから 1人(4) 副薬剤部長のうちから 1人(5) 臨床検査・輸血部技師長(6) 放射線部技師長(7) 看護部長(8) 外来看護師長(9) <u>事務局次長（病院担当）</u>(10) 総務課長，会計課長，施設課長，経営企画課長及び医療支援課長(11) その他病院長が必要と認めた者 <p>2 前項第2号から第4号までの委員は、病院運営委員会の議を経て、病院長が委嘱する。</p>	<p>(略)</p> <p>(構成)</p> <p>第3 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 病院長(2) 外来医長のうちから 1人(3) 病棟医長のうちから 1人(4) 副薬剤部長のうちから 1人(5) 臨床検査・輸血部技師長(6) 放射線部技師長(7) 看護部長(8) 外来看護師長(9) <u>病院事務部長</u>(10) 総務課長，会計課長，施設課長，経営企画課長及び医療支援課長(11) その他病院長が必要と認めた者 <p>2 前項第2号から第4号までの委員は、病院運営委員会の議を経て、病院長が委嘱する。</p>

(略)

附 則

この要項は、令和3年8月23日から実施し、改正後の第3第1項第9号の規定は、令和3年4月1日から適用する。

【改正理由】

令和3年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。

(略)